

公立大学法人高知工科大学の利益処分について

I 制度について

1 概要

- (1) 公立大学法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない（地方独立行政法人法（以下「法」という）第40条第1項）。ただし、設立団体の長（知事）の承認を受けた場合は、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に繰り越すことができる（同条第3項）。
- (2) 知事は、当該承認をしようとするときは、あらかじめ、地方独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならない（同条第5項）。

II 公立大学法人高知工科大学に係る繰越承認の取扱い（案）

※以下、(1)から(3)は第3回評価委員会において承認済み。

(1) 繰越承認基準について

繰越承認の基準を定めるにあたっては、次の事項を踏まえるものとする。

- ① 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立法人会計基準注解」（総務省告示）（以下「会計基準」という。）に基づくものであること。
- ② 法人の経営努力を促す仕組みであること。
- ③ 運営費交付金が公的資金であることを踏まえ、わかりやすく透明な仕組みであること。

(2) 承認の対象となる利益

知事の承認を受けようとする額については、法第40条第3項及び会計基準第71に基づき、次のいずれの要件にも合致する場合に承認するものとする。

- ① 当該事業年度における経営努力により生じたもの
- ② 法第26条第2項第6号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするもの

(3) 経営努力認定の考え方

経営努力を認める利益については、会計基準第71に基づき、次のとおりとする。

- ① 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、法人が本来行うべき業務を効率的に行った結果、費用の減少により発生した利益（教職員人件費、管理的経費の抑制等）
- ② 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（以下「自己収入」という。）から生じた利益

- ア 学生納付金等が当初予定額を上回った結果生じた利益
- イ 運営費交付金対象外の事業を行った結果生じた利益（受託・共同研究収入等）
- ③ その他、法人において経営努力によることを立証したもの

(4) 経営努力の認定基準について

① 運営費交付金（退職手当分等を除く。）から生じた利益

運営費交付金は経営効率化を前提としていることから、同交付金の算定を超えて利益（剰余金）が生じたと認められる場合は、経営努力を認定して目的積立金に整理し、中期計画に定める剰余金の使途に充てることができる。

ただし、次の場合は、行うべき業務を行っていないものとみなし、相当額を積立金として整理し、原則として中期目標期間終了時に県に返還する。

■学生収容定員（学部及び大学院の合計）の充足率が90%（平成23年度までは85%）を下回った場合は、本来行うべき業務が行われなかったものとみなし、**未充足学生の教育経費相当額**（基準となる充足率を下回る分の学生数にかかる教育経費）を積立金として翌事業年度に繰り越し、原則として中期目標期間終了時に県に返還する。

■評価委員会の年度評価において、全体として行うべき業務を行っていないと評価される場合は、**剰余金の全額**を積立金として翌事業年度に繰り越し、原則として中期目標期間終了時に県に返還する。

② 自己収入から生じた利益

自己収入（※）による利益は、経営努力によるものとして認定する。

※自己収入の内訳

- ・授業料
- ・入学検定料
- ・入学料
- ・学生寮使用料
- ・教職員宿舍貸付料
- ・財産使用料、賃貸料、敷金・保証金回収額
- ※以上、減免制度がある場合は、減免額と相殺
- ・大学入試センター試験実施経費・委員協力経費
- ・補助金間接経費及び事務費振替分
- ・受託研究、受託事業の間接経費及び事務費振替分
- ・寄附金収入（受け入れにより、追加経費が発生する場合は、追加経費相当額を除いた部分）

- ・ 文献複写代、コピー機利用料、各種手数料
- ・ 財産売却収入
- ・ 特許収入
- ・ その他、その収入の大部分が法人の利益となるもの

(5) 考え方

- ①利益処分の承認は、法人に経営努力のインセンティブを与えるための仕組みであることから、経営努力の認定基準は、経営改善や増収など法人の経営努力を促すものでなければならない。公立大学法人である以上、経営努力の認定は厳格に行う必要があるが、一方で、基準が厳格すぎると、過度の業務効率化を課すことにもなり、大学の教育研究活動に影響が及ぶおそれがある。
- ②法人の運営は、事業を予定どおり行えば収支が均衡するものであることから、事業を行った結果、剰余金が発生した場合は、法人の経営努力によるものとする事と推定される。
- 事業を予定どおり実施したかどうかについては、国立大学法人並びに多くの先行法人と同様に、客観的な指標である学生収容定員の充足率により確認するとともに、評価委員会の年度評価を受けて判断することとする。

(6) 剰余金の算定プロセス

上記(1)から(4)を踏まえ、剰余金の算定は以下の計算式により行う。

＜※自己収入増による経営努力認定額＞

$$\boxed{\text{①当期未処分利益}} - (\boxed{\text{②自己収入}} - \boxed{\text{③標準収入 (県予算で定める)}}) = \boxed{\text{④差額}}$$

上記計算式による算定は、**④差額**がプラスかマイナスにより、取扱いが異なる。

差額がプラス	<p>1. 「②—③」(自己収入の増)は、法人の自己収入獲得努力によるものと認め、全額を経営努力によるものとする。</p> <p>2. ④差額が、行うべき業務を行った結果かどうかについて、上記(4)の認定基準により経営努力認定を行う。</p>
差額がマイナス	<p>当期未処分利益の全額を経営努力分とする。この場合、上記(4)の認定基準は考慮しない。</p>

※具体的な計算例

差額がプラス 例：当期未処分利益 100,000・・・①
自己収入増（自己収入－標準収入） 90,000・・・②
残額（①－②）：10,000

このケースでは90,000（自己収入増）は全額努力認定し、
①と②の差額10,000は経営努力認定基準に基づいて認定する。

差額がマイナス 例：当期未処分利益 100,000・・・①
自己収入増（自己収入－標準収入）110,000・・・②
①と②の差額：－10,000

このケースでは、100,000（当期未処分利益）を全額努力認定する。
※自己収入獲得努力を重視して、全額を経営努力認定する。

※差額がゼロの場合は、マイナスの場合と同じ取扱いとする。

(参考)

地方独立行政法人法

(利益及び損失の処理等)

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

7 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

(参考)

地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（抜粋）

第71 法第 40 条第 3 項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「地方独立行政法人法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けようとする額」としてその総額を表示しなければならない）。

<参考> 経営努力認定の考え方について

- 1 利益の処分に関する書類における「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）は、地方独立行政法人の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額である。
- 2 上記 1 の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な用途でなければならない。
- 3 「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。
- 4 具体的には、以下の考え方によるものとする。
 - (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第 24 行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益については、経営努力により生じたものとする。
 - (2) 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合には、その結果発生したものについては、原則として経営努力によるものとする。（本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合には、経営努力によらないものとする。）
 - (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合は、経営努力により生じたものとする。

